

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、全東京葬祭業協同組合連合会の皆様でいらっしゃいます。

（全東京葬祭業協同組合連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 全東京葬祭業協同組合連合会の皆様方に、初めて、この都庁お越しいただき、予算要望の会にお越しいただいております。東京の都政に対しましてのご理解とご協力、誠にありがとうございます。そして適切な葬祭サービスの提供、また、葬祭業に従事する方々の人材育成や、また災害時の体制整備など様々課題もあることかと存じます。

今日は現場の声として伺わせていただきます。ご要望を含めて短い時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政のご要望をぜひお聞かせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○全東京葬祭業協同組合連合会 お時間もないことだと思いますので、早速でございますが、我々の連合会のほうの専任幹事のほうからご説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○全東京葬祭業協同組合連合会（鳥居理事） 本日はお時間をいただきまして誠にありがとうございます。私は、都内250社以上の葬祭専門業者が所属しております全東京葬祭業協同組合連合会で理事長を務めております鳥居充と申します。

さて、当会では、大きく分けて3点の要望をさせていただきたいと存じます。

1点目は、東京都、特に23区内の公営火葬場の設立を要望いたします。

現在、23区内では9場の火葬場が稼働しておりますが、このうち都営は江戸川区瑞江の1か所のみ、このほか公営火葬場が大田区にある臨海斎場、残りの7場は民営火葬場です。昭和23年施行の墓地、埋葬等に関する法律では、火葬場の運営については、墓地、納骨堂または火葬場を経営しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。平成30年に厚生労働省より通達された衛生行政報告例により、この許認可は火葬場が設置されている基礎自治体へと移譲されており、現在に至るところであります。

現在、稼働している民営火葬場は、墓地、埋葬等に関する法律が施行された昭和23年以前より運営しており、これ以前より運営している民営火葬場は、この運営を継続しても問題ないと法律には記されております。しかしながら、これは当時運営していた民営火葬場を全て公営化することが困難であったことへの配慮であると推察しております。50年以上も前に施行された法律に記された既得権益が現存しているということに関して違和感を持

っているところであります。

昭和43年に伝達された環衛第8058号においても、近年、株式会社等、営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂または火葬場の経営主体については、昭和21年9月3日付発警第85号内務省警保局長・厚生省衛生局長連名通知及び昭和23年9月13日付厚生省発衛第9号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限るところとされてきたところである。これは、墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においても何ら変更されているものではない。したがって、墓地等の経営の許可に当たっては、今度とも前記通知の趣旨に十分ご留意の上、処理されたいとされております。特に一部民営火葬場では、公益事業である火葬を行うために、火葬場を訪れる方々を相手に多大なる利益を上げる収益事業のあっせんを行う状況となっており、公益性を欠いていると感じているところでございます。

また、一部民営火葬場では、新型コロナウイルス感染症の影響拡大時に、コロナウイルスで亡くなった方の受入れを拒否されました。動線の確保が困難であったという理由づけではありましたが、当連合会で検証したところ、動線の確保は容易であっただけではなく、令和2年7月29日に、厚生労働省から伝達された新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインにおいて、ご遺体から新型コロナウイルス感染症に感染するリスクは低いとされていたにもかかわらず、令和5年1月までこの受入れを解禁いたしませんでした。

公衆衛生の観点からも、2類感染症で亡くなった方のご遺体は、その他のご遺体と違い、24時間以内での火葬を許可されることから分かるように、本来、迅速にご火葬をするべきところであるところ、平均して1週間以上、火葬まで待機せざるを得ませんでした。これもまた公益性を欠いているものと感じております。

2023年に東京都内でお亡くなりになった方は13万7,241名いらっしゃいました。同時期の区部の死亡者数は9万507名であったため、単純にこれを日数で割ると1日平均248名の方がお亡くなりになりました。この9万507人を、火葬場の稼働日数を300日とした場合、1日平均300名の火葬能力が必要であります。しかしながら、都営瑞江葬儀所は1日25名、公営臨海斎場は1日40名までを上限として火葬しかしておらず、今後この上限を引き上げる計画があるとは伺ってはおりますが、1日平均の300名には到底追いついておりません。

東京都政策企画局の「未来の東京」戦略バージョンアップ2023によると、今後2050年までに都内や区部での人口は緩やかに減少していくものの、死亡者数は増加を続けていくことが見込まれております。また、生活保護受給者や行旅死亡人の増加も見込まれており、そういった方々の火葬は民営火葬場においても減額料金にて行う努力をされている中、受入れ数には限界があるため、行政が運営する公営火葬場を設立することは必要不可欠であ

と考えます。

こういった状況を鑑みて、都内基礎自治体の多くに公営火葬場の設立に関する陳情が提出されましたが、そのほとんどが採択、趣旨採択、継続審議となっていること、また、各種マスメディアにおいて、都内火葬場運営に関する問題の指摘等がなされていることから、公営火葬場の設立に関して都民の要望があることは間違いありません。

令和6年9月25日、都議会代表質問において、佐藤総務局長が、特別区が新たに火葬場整備を行う際には支援すると答弁されており、活用可能な都有地の情報提供を区長会に行うとか、そういった具体的な検討を要望させていただきたいと考えております。また、都の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例に定める火葬場の設置場所に関する基準の見直しも併せて要望させていただきたいと思います。

2点目は、公営遺体安置所の設立を要望いたします。

新型コロナウイルス感染症蔓延時に、東京都は同感染症でお亡くなりになった方のご遺体を受け入れる施設を有しておりませんでした。当初、同感染症は第2類に分類されていたため、ご遺体の取扱いには細心の注意が必要であったはずですが、蔓延開始当初の数か月こそ予算を出して、民間遺体安置所でのご遺体の受入れをしていましたが、その後はご火葬までの間、民間人である我々、葬儀業者にその管理を委ねられた次第であります。

今後、大規模災害が発生したり、未知の感染症が蔓延したりすることは十分に想定できます。行政と当連合会は情報共有をして、緊急時遺体安置場所の検討はしておりますが、既存の他用途で利用されている施設を代用することが検討されていることが多く、感染症の影響拡大のリスク管理ができているとは言い難い状況であります。都は強靱化プロジェクトで複合災害にも備えるとしており、大規模地震と1類感染症等の複合災害も想定しておくべきと考えております。

今後の東京は少なくとも2050年までは人口が増加し、多死社会を迎えることを鑑みると、感染症拡散抑止力があるとされる遠紫外線照明器具や冷蔵設備を有する公営遺体安置所を設立することは必要不可欠であると考え、予算化に向けた検討を要望いたします。

3点目は、災害時の物資の備蓄倉庫の設立です。

大規模災害時には多数の物資が必要になります。ひつぎ、納体袋、個人防護具、衛生処置用具等、お亡くなりになった方を火葬まで安置する物資は、災害協定を締結している葬儀業者が提供できる量では不足すること、十分想定されます。よって、これを備蓄しておく設備の設立を要望いたします。

くれぐれもご高配のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 まず、公営の火葬場に関してでございます。

これから高齢化はさらに進んで、それはすなわち多死社会、死亡者数が増加されると予測されております。そういう中に、地域の実情に応じて将来にわたっての安定した火葬体

制を確保することは重要でございます。都は特別区におけます都市計画事業の円滑な促進を図るということから、都市計画交付金によりまして区が負担する都市計画事業費の一定割合の支援をいたしております、火葬場の整備事業もその対象になっております。今後、特別区が新たに火葬場の整備を行う際には、この交付金を活用して支援をしてまいる考えでございます。

その他のご要望について、担当局のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 それでは、雲田保健医療局長、お願いいたします。

○保健医療局長 保健医療局でございます。お世話になります。

私からは、2番目の遺体安置所と、それから3番目の災害時物資の備蓄につきましてお答えをさせていただきます。

まず、震災時や感染症有事の際におけます遺体安置所の開設あるいは運営についてでございますが、地域防災計画あるいは新型インフル等対策行動計画に基づきまして、区市町村が実施することとされております。都は、この災害時における遺体の取扱いに関する共通指針を作成いたしまして、区市町村に周知しているなど、区市町村の取組を支援しているところでございます。

また、災害時におけますひつぎなどの葬祭用品などの供給につきましては、首都直下地震において都内の団体が被災することも想定し、都は全国組織を含めた複数の団体と協定を締結してございます。今後も区市町村と連携して取り組みますとともに、皆様をはじめといたしまして関係者の方のご協力もいただきながら、大規模災害発生時あるいは感染症有事の際に適切にご遺体を安置する体制の確保に努めてまいります。以上でございます。

○司会 ご要望につきまして、知事と局長のほうからご説明をさせていただきました。いずれにしても、ご要望にもありましたとおり、法律あるいは計画の中で区市町村が主体となっているわけでございますけれども、私ども東京都としても広域自治体として、かつても財政的に支援をするという実績もございますので、そうした実績も踏まえて、広域自治体としての役割を果たしてまいりたいというふうに思っております。具体的には来年度の予算編成の中で、本日のご要望いただきまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（全東京葬祭業協同組合連合会 退室）

○司会 続きまして、東京難病団体連絡協議会の皆様でいらっしゃいます。

（特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

きます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 東京難病団体連絡協議会の皆様方には、都庁お越しいただいております。日頃より東京都の施策に対しましてのご協力、ご理解ありがとうございます。

難病患者の皆さん、そして家族の方が安心して暮らせる社会の実現に向けまして、日常生活や、また療養生活に関してのご相談、また、交流会の実施などを開いておられること、ご尽力いただいております。

今日は現場の実情に精通しておられる皆様方からお話を伺わせていただき、ご提案、ご要望を伺わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会（原田理事長） 東京難病団体連絡協議会の私は原田久生でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日、知事への要望ということで4点ほど用意させていただきました。これまでは福祉局以外に教育庁も含めて数多くの要望をさせていただいております、それについて先般ご回答もいただいている中でございますけれども、改めてこの4点、私のほうからお願いしたいと思ひまして、説明させていただきます。

まず1番目です。東京難病ピア相談室の事業の拡充のため、予算の増額をお願いしたいということです。私ども現在ピア相談ということで委託を受けてやっております。長いことやっていると、限られた疾病以外にやはり疾病数の多いところで相談事が増えてきております。それから、そこからまた医療関係以外にも就労にまで至っております。そういった点で、それに対応でき得る相談員の増員を図っていきたいということがございますので、ぜひその拡充をお願いしたいということです。

もう1点ですが、難病相談支援センターの事業を東京難病連に一括でお願いしたいと思っています。言うなれば、これは実施する立場のほうからの考え方ではなくて、患者の利用する側からの論理でありまして、やはり療養生活全体にわたりますので、これはピア相談、これは医療関係、これはどこ、どこというふうに使分けではなくて、患者は一人ですので、一気通貫で対応できるようにしていただきたいということで、こういうお話でございます。もうこういう状態になってちょっと7年ぐらいたっていますけれども、ぜひ利用者側の観点に立ってお考えいただきたいなと思います。

2番目です。東京都の行う新生児スクリーニングの疾病数の拡大並びに無償化をお願いしたいと。現在、多分23ぐらいあると思うんですけれども、私どもこの11月下旬にも難病団体連絡協議会を中心に国のほうにも要望したところであります。政権が替わりまして、年明けにまた改めてしますけれども、先んじて東京都のほうにも同時にお願いしておきたいということでございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

3番目です。障害福祉サービスが難病患者の状況に応じて、自治体ごとに差が出ないように利用できるようにしてくださいと。昨年来、第10期の障害施策審議会にも出させていただきましたけれども、令和6年、7年、8年度、3年のところの施策でありますけれども

も、その中で障害者の定義の中に難病患者が入るということを明記されましたので、こういったことが今年はどんどん進むと思います。したがって、各区あるいは市にできる区とできない区があつてはまずいので、できるだけその差が出ないようにぜひ進めていただきたいと思います。

4番目です。災害時の件ですけれども、長年にわたって難病対策地域協議会ですとか、あるいは東京都の特殊疾病のほうの協議会におかれましても、この問題は第一プライオリティーでやっております。随分進んできております。そういう引き続き災害対策についてよろしくお願ひしたいなということでございます。

以上4点であります。よろしくお願ひいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 4点のご要望でございました。私のほうから、最初のピア相談室についてでございます。

東京都難病ピア相談室におきまして、難病患者さん、そして患者さんに寄り添った、そして家族に寄り添ったピア相談、また患者家族交流会などの実施など、その役割は大きいものだと認識しております。難病患者や、また家族の悩み、その不安に寄り添ったきめ細かな相談対応、引き続きお願ひしたいと思います。

そして、あと3点ご要望ございました。担当局のほうからお答えしたいと思います。

○司会 それでは、まず雲田保健医療局長からお願いいたします。

○保健医療局長 保健医療局でございます。私からは、2点のご要望についてお答えをさせていただきます。

まず、難病相談・支援センターにおける就労支援でございますが、都では平成29年度に多様な難病の特性を踏まえまして、医療との連携を密に図り、相談支援の専門性を確保できるよう運営体制の見直しを行いまして、東京都難病相談・支援センターと東京都多摩難病相談・支援室の2か所に難病患者就労コーディネーターを配置し、就労相談を実施しているところでございます。引き続きハローワークなどの関係機関と連携しながら、難病患者に対する就労支援を実施してまいります。

次に、災害発生時の難病患者の支援でございますが、在宅で人工呼吸器を使用される方にとりまして、災害時などにおける電力の供給停止はそのまま生命の危険に直結するおそれがございます。このため、都では在宅で療養する人工呼吸器を使用される患者の停電時などにおける安全確保のため、医療機関等に対し、蓄電池などの非常用電源の購入補助を実施しております。発災時におきましても人工呼吸器を使用する難病患者が在宅で療養を継続できますよう、非常用電源に係る財政的支援を引き続き実施をしてまいります。以上でございます。

○司会 そして、山口福祉局長からもお願いいたします。

○福祉局長 福祉局長の山口です。よろしくお願いいたします。私からは、3点についてお話

をさせていただきます。

まず、新生児スクリーニングの関係で、先ほどもお話がありましたけども、都は令和6年の4月から国の通知に基づきます20疾患に加えまして、重症複合免疫不全症、それから脊髄性筋萎縮症、B細胞欠損症の3疾患につきまして、独自に公費負担を開始しているところでございます。現在、さらに検査対象に追加すべき疾患につきましても、専門医の方々のご意見を聞きながら検討を進めているところでございます。

それから、障害福祉サービスの自治体格差の是正でございますけれども、都におきましては、障害支援区分の認定調査や、判定が区市町村において適切に行われるように、実務を担う職員などに対しまして、研修や実地による指導、助言を行っているところでございます。引き続き個々の難病患者の状況を踏まえまして、適切に支給決定が行われるように区市町村を、しっかり支援をしてみたいと思います。

最後に、災害対策での要配慮者の方の支援でございます。

災害対策基本法に基づきまして、区市町村は福祉避難所の確保を今進めておるところでございます。都は、難病患者の方などが災害時に必要な支援を受けられるように、福祉避難所の運営マニュアルの作成や、それから運営訓練などに取り組む区市町村への補助を行っているところでございます。今後、区市町村による福祉避難所のさらなる整備の促進に向けまして、検討を進めてまいります。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。いずれにいたしましても、もう具体的な中身につきましては、今後進める来年度の予算編成の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございますが、よろしゅうございますか。

○特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会（原田理事長） ありがとうございます。引き続き、ひとつよろしく願いいたします。どうも今日はありがとうございました。

○司会 それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会 退室）

○司会 続きまして、日本テレワーク協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人日本テレワーク協会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 日本テレワーク協会の皆様方に今年もお越しいただきました。東京都の施策

に対してのご理解、ご協力、誠にありがとうございます。

皆様方には、柔軟で質の高い働き方の基盤となりますテレワークのさらなる定着や、また日本社会の持続的な発展に向けて日頃からご尽力いただいているところでございます。

今日は、さらにテレワークもいろんな進化があるかと思います。現場のお声、ご要望を伺わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○日本テレワーク協会 知事、ありがとうございます。日頃は本当に協会に多大なるご支援、東京都様と小池知事にいただきまして、本当にありがとうございます。また、来週12月10日に弊協会のアニュアルカンファレンス、知事は議会のほうでなかなかお忙しくてご出席のご都合がつかないということで、その代わり、すばらしいVTRをお送りいただきまして、本当にありがとうございます。私も協会スタッフ一同、簡潔にまとめていただいた知事のメッセージを大事にしながら、また新たに組みこんでいきたいと思っていますところでございます。

さて、ご承知のとおり、働き方改革もコロナ禍を契機にして大分変わってきたと。特にテレワークという働き方がようやく市民権を得たといえますか、定着してきたということが言えると思います。以前に比べて減ったとか増えたとかっていう、そういう新聞記事は載りますが、100%やっていたコロナ禍の最初のと看、20年の1月とか5月ですね、そのときに比べると半分になりましたとか、7割になりましたという記事は載りますが、基本的には50%ぐらい大手であれば、中小企業でも20%ぐらいはテレワークを推進していると、あるいはハイブリッドという形でテレワークと併用しながらやっているという意味では、この働き方というのは働き方改革のまさに中核に位置するというふうを考えております。

ただ、「未来の東京」戦略、東京都も、にもありますとおり、高い生産性あるいはライフ・ワーク・バランスの両立ができる今日的な働き方ではもちろんありますが、大企業に比べますと、やはり中小企業の浸透という意味ではまだ課題があるというのは、これは従来どおり、そのことについては私ども協会も力を入れてやっていくということでございます。

したがいまして、今日要望させていただく最初の2点は、やはりテレワークに対する助成、特にICT化っていうのは、中小企業に対して、私ども協会のスタッフも、セミナーですとか、あるいは教育の機会を設けて、中小企業の皆さんと議論をいろいろしていただいているところでございますが、今まで以上に東京都のほうからはICTの促進あるいはコンサルティングの推進等について継続的にご支援をいただきたいというのが1点でございます。

それとともに、ご存じのとおり、来年度から育児・介護休業法の改正が導入されます。したがいまして、テレワークを含む柔軟な働き方がさらに推進されるということでございます。これが義務化されますと、やはり社員の就業規則の変更、大手企業ですと、もうそれが、スタッフがいて一斉にやるという準備もできているのですが、規模の小さい企業で

すと、なかなか人材がないということで、デジタル人材をどう増やすかということと並行して、労務管理が分かる人というのが実は欲しいんだと。あるいはそういう支援をしてくれないかという要望が上がってきております。これも、引き続きそういった知見を持った人材の育成をもって、中小企業のサポートする体制をぜひお願いしたいというのが2つ目でございます。

3番目がABW、アクティビティー・ベース・ワーキングというふうに、略してABWという言葉が最近使われるようになりました。これは仕事の内容に応じて、どういうふうに人が場所や時間にとらわれず自由にやっているか。これはテレワークのまさに原点でございますけれども、大きい企業を中心に、コロナ禍の後、随分と柔軟な働き方として導入がされてきております。東京都のほうもフリーアドレスですとか自宅の仕事あるいはコワーキングスペースということで、まさに率先をして制度を、ハード面だけじゃなくて、ソフト面でも重点的に取り組んでおられるというふうにお聞きをしております。

これについては、中小企業ですと、やはり経営トップの一言でテレワークやるぞと言えばやるし、そんな働き方じゃなくて全員、会社に出てこいと言えば出てこざるを得ないというのが、よく小耳に挟んだ話で、社員の皆さんはやりたいんだけど、なかなかそういかないんだと。ここについては経営者やマネジメント層のテレワークへの理解というのが違った側面から言われる、その啓蒙に取り組む必要があるということで、今、意識改革に向けた取組をしていると同時に、社員同士のコミュニケーションみたいなのが必ず課題として上がりますので、そこのソフト面の支援を中小、中堅企業に導入することを要望させていただくということです。

最後、4番目は、これは未来に対する、未来の働き方に向けた取組ということでございます。ご承知のとおり、技術革新というのはめざましいものがあります。柔軟な働き方は今後さらに多様化するというところで、私どもの協会も遠隔医療ですとか、あるいはメタバースですとか、あるいはご存じのとおり、生成AIというような技術に対して、それと、そういったものを取り込みながら技術を活用して働き方を進めていくということ、これについては申し上げるまでもなく、東京都も先進的に取り組んでおられると思いますが、こういったことの事例みたいなのを、もう少しこれからの仕事っていうのはテクノロジー使ってこう変わるんだというようなメッセージ、あるいはその環境の整備というものをお願いしたいと思います。

以上でございますが、昨日アナウンスがありましたとおり、週休3日制という非常に行政機関としては先進的な取組を東京都として、小池知事からアナウンスがありまして、引き続き、こういった日本の民間企業もリードする取組を、東京都あるいは小池知事にはお願いしたいということでご要望とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望でございます。私のほうから、要望書の3ページにあります

ABW、これ、どう訳せばいいのか。何か分かりやすい言葉があればいいのになと思ってありますが、仕事の内容や目的に合わせて自宅、また、サテライトオフィスなどで働く時間、また、場所を自由に選択できるというワークスタイルでございます。これを取り入れるということは、働きやすい社会の実現に向けた一歩としてまた重要かと思います。

都は、テレワークの導入に向けました専門家によるサポート、また、機器の導入に係る助成などできめ細かく支援しております。また、このABWでございますが、これは導入した先進企業の見学会を行ったり、また、中小企業がサテライトオフィスの事業者と交流するイベントなども行っておりますので、こうした取組などを通じ東京の働き方改革、さらに進めてまいりたいと思います。

それから、同じく4ページにあります（6）未来の働き方に向けた取組についてでございますけれども、まずテレワークはもうすっかり定着しました。実際、何をするのか、何が必要なのか、体験も皆さん、かなり多くの方が体験されたと思います。このテレワークを誰もが使いこなして、かつ質の高い柔軟な働き方を実現する。そのためには、新しい時代に即しました働き方のルールを見直していくということが重要でございます。

テレワークを社会に根づかせるためのルールの普及、国のほうにも要望いたしております。国においては、テレワークを一層使いやすくするためのフレックス制度の見直しの検討も始まっているということでございまして、都としてもこうした議論が加速しますように、東京の現場から新たな働き方を積極的に推進していきたいと考えております。

その他のご要望については、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 それでは、田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 では、いつもお世話になっております。産業労働局のほうから、残り2つ、こちらのほうからお話しさせていただきます。

まず1つ目、2ページにあります、テレワーク推進に向けた助成、補助の要望でございます。

東京都では、中小企業などに対しましてIT等の専門家を派遣して、テレワークの定着や活用拡大などに向けました運用課題の解決などを行うコンサルティングですとか、あとテレワーク機器などの環境整備に係るリース費用も含めました経費の助成を実施しているところでございます。また、ポータルサイトにおきまして、企業の課題解決事例やテレワークを活用した人材戦略の取組を紹介するなど、普及啓発にも取り組んでいるところでございます。こうした取組を通じまして、中小企業におけるテレワークの導入定着を推進してまいりたいと考えてございます。

もう一つ、テレワーク支援人材の育成ということでございます。

東京都では、育児・介護休業法の改正を契機といたしまして、テレワーク導入を促進するため、専門家の派遣による制度を整備するための支援や、あと必要な経費の助成を行ってございます。また、各職場では、テレワークを推進するための中心的な役割を担いますテレワーク推進リーダーという制度を実施いたしまして、そのリーダー向けに有益な情報

提供ですとか、あと座談会を実施しているところがございます。今後もテレワークを活用した柔軟な働き方に取り組み、働き方が広く普及していくよう、各種の支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○司会 ご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。

よろしゅうございますか。

○一般社団法人日本テレワーク協会 ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○一般社団法人日本テレワーク協会 ありがとうございます。大変貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

（一般社団法人日本テレワーク協会 退室）

○司会 続きまして、東京都鍍金工業組合の皆様でいらっしゃいます。

（東京都鍍金工業組合 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 鍍金工業組合の皆様方には、日頃より都政のご協力、ご理解を賜っております。ありがとうございます。今日も石崎代表理事はじめとする皆様方に都庁にお越しいただきました。

メッキ産業というのは、本当にもういろんなところに使われているということで、東京のものづくり産業や地域経済の発展に欠かせないものでございます。本日は、そういう中で現場の最近の話、課題、そしてまた、ご提案やご要望をいただきたいと思いますので、どうぞ限られた時間ではございますが、よろしくをお願いいたします。

○東京都鍍金工業組合 本日はありがとうございます。貴重なお時間をいただきまして、我々の要望をお聞きいただけるということの時間を割いていただきまして感謝を申し上げます。

早速ですけれども、要望について簡単にご説明させていただきます。

1 番の生産性向上のための設備更新に関わる資金の助成について。

我々、現状、円安による資材の高騰で非常に苦慮しております。また、自動車産業が減産というところでなかなか仕事もないというところで苦慮しております。とはいえ、設備投資等々、止めるわけにはもういきませんので、ただ、ちょっとここにも書いてありますように、なかなか最近、設備が高額になっておりまして、これが1年の会計年度ですと、許可が下りてからメーカーのほうでつくれませんか、この期間では。ですので、そこを何

とか2年度じゃなくても何かちょっと、やはり数千万するようなものを、半年ではさすがにメーカーのほうできませんので、その辺をちょっとお考えいただけると非常に助かるなということで、単年度ということは分かっているのですが、何とかお考えいただければというふうに思っております。

2番の水道料金、下水道料金の減免措置については、非常に我々としては公共料金高止まりの中で助かっております。水も非常に使いますので、ここの分に関しては助かっておりますので、感謝申し上げます。

また、3番の六価クロム及びホウ素、フッ素に係る排水基準ですけれども、我々は組合としても、六価クロムに対しては非常に危惧しておりまして、この4月に施行されて、暫定はついているんですけれども、あくまでも暫定ですので、いつなくなってしまうのか分からないと。やはり我々の死活問題になりますし、ホウ素、フッ素に関しては、来年6月が3年の暫定の期限が切れますので、先般も私は経済産業省にお伺いして、その辺のいろいろお願いをさせていただきましたけれども、東京都のほうからも力強くご支援をいただければというふうに思っております。

4番目の土壤汚染に関してですけれども、これも同じく、先日も環境省の審議会のユーチューブで拝見したりとかして、現状の土壤汚染が改定されますので、なかなか我々に対して厳しい内容の変更というような話も出ておりますけれども、まだ環境省のほうも決めかねているような状態ですけれども、先日も環境局さんのほうに要望はお出ししておりますので、この辺も現状を踏まえて強力に東京都のほうから訴えかけていただくことと、あとアドバイザー制度は土対法が改正されて非常に助かっております。こんなこと言うと怒られちゃうんですが、ほかの都道府県は予算の関係で無理ですと、国のほうも予算の関係でできませんと、東京都だけは予算があるからできるんでしょうって言われちゃって、まあ、そうなんですかねというところなんですけど、非常に我々としては助かっております。このいろいろなアドバイザー制度。ですので、土対法が改正されても、このアドバイザー制度があるおかげでかなり我々としては助かるなと思っていますので、より一層の拡充をお願いしたいと思います。

最後の5番、人材の育成に関してですけれども、これもやはり生産性の向上等々とつながっておりまして、我々は技術者の養成というところで訓練校を開催しておりますけれども、これも50%以上とありますけれども、一応臨機応変にと去年もお話をいただいたので、今後も鋭意努力して何とか人材確保しながら。ただ、外国人等々もやはり学びというところで来ておりますので、その辺のところも比率がどうなるか、ちょっと心配なんですけれども、引き続きお願いしたいと思います。

最後ですけれども、都立の産技研のほうの予算も含めて、今年度で六価クロムの件ですとか東京都鍍金工業組合と下水道局で、合同で産技研さんも交えてお願いして、排水処理の諸問題にまず初年度として取り組んでいくというところで頑張らせていただくつもりでおりますので、今後も産技研さんのほうと連帯をしていきたいと思っていますので、その

辺のところも産技研さんへの予算等々も含めて考慮していただけるとありがたいというところで、一応1から5番まで、ざっくりですけども、ご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 5点ご要望ございました。私のほうからは、4番目の土壤汚染対策についてお話ししたいと思います。

土壤汚染対策法見直しについては、健康リスクに応じた簡素で、かつ実効性ある規制となりますように、制度の在り方について抜本的に見直すように国に提案を要求いたしております。土壤汚染対策アドバイザーについてでございますが、この派遣制度、事業者の実態踏まえて状況に応じた具体的な提言、また助言、調査が実施できますように制度の拡充を図ってまいったところでございます。今年度は地下水対策に係る補助上限の拡充を行っております。こうした取組、今後も拡充を検討していきたいと考えています。

もう一つ、5番目についても触れたいと思いますけれども、人材の育成ですね。東京のものづくり産業で、メッキの事業者のメッキについては、その果たす役割は極めて重要であります。団体が人材育成のために行われる認定職業訓練につきましては、東京の秀でた技術を伝えていく重要な取組でございますので、引き続きしっかりサポートをしてまいります。

それから東京都立産技研のセンターにおいては、メッキの事業者の発展に向けて技術開発、そして人材の育成支援をしているところでございますので、引き続きこうした取組を着実に進めていく考えでございます。

その他のご要望については、担当の局のほうから回答させていただきます。

○司会 それでは、まず田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 産業労働局でございます。いつもお世話になってございます。私からは、1つ目の設備更新に係る資金の助成についてということでございます。

東京のものづくり産業を支えますメッキ事業者の皆様の発展に向けまして、東京都では、メッキの会社が生産性を高めると同時に、環境の規制にも適切に対応をすることのできる設備の導入への後押しをしてございますし、それに対しましての制度融資による資金繰りの支援も行っているところでございます。今後もこうした支援を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

○司会 そして、西山水道局長、お願いいたします。

○水道局長 水道料金、それから下水道料金の減免措置について申し上げます。

減免については、公営企業における独立採算の原則、負担公平に対する例外的措置ではございますが、メッキ業に対しましては、令和3年度に水道料金の減免を拡大させていただいたところでございます。引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○司会 続きまして、須藤環境局長からもお願いします。

○環境局長 それでは、3点目、六価クロム並びにホウ素、フッ素に係る排水基準について環境局のほうからお答えさせていただきます。

六価クロム並びにホウ素、フッ素の暫定排水基準の取扱いにつきましては、大都市における中小企業の排水実態、操業の状況、適用可能な排水処理技術の動向などを十分に踏まえ、適切に対応するよう、国に提案要求をしております。また、大都市に立地する中小企業が将来の一律排水基準に対応できるよう、新しい薬品や排水処理技術について、国が主体となって早期に調査研究、開発を推進し、その実用化、普及に努めるよう、引き続き提案要求をしております。

○司会 ご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。いずれにしましても、具体的な中身につきましては、来年度の予算編成の中で検討させていただきます。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

○東京都鍍金工業組合 ありがとうございます。非常に前向きな、好意的な答弁をいただきまして、感謝しております。ありがとうございます。

○司会 それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都鍍金工業組合 退室）

○司会 続きまして、東京都商店街振興組合連合会の皆様でいらっしゃいます。

（東京都商店街振興組合連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 いつも都政に対してのご理解、ご協力、誠にありがとうございます。

そうなんだ、人形焼きなんですね。売れ行きのほうはいかがですか。

○東京都商店街振興組合連合会 ぼちぼちです。

○小池知事 あ、ぼちぼち……（笑）。日頃からのご協力ありがとうございます。商店街、言うまでもございませんが、地域経済の拠点、私は動脈だというふうに申し上げています。また、防災や子育て、それから憩いの場など、都民の生活を支える場として重要な役割を担っておられます。

今日は、現場の実態に精通しておられる皆様方からのご意見、ご提案を承りたいと思っておりますので、どうぞ短い時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○東京都商店街振興組合連合会（山田理事長） ただいまご紹介をいただきました東京都

商店街振興組合、山田でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、商店街チャレンジ戦略支援事業商店街支援策の継続、強化についてでございます。

商店街チャレンジ戦略支援事業は、これまでの商店街振興事業につきましては、東京都からのご支援をいただきまして、イベントを中心として全ての面でより強化され、よりよい事業として構築をされました。昨今のエネルギー・原料価格の高騰、人件費の高騰と人材不足等によるこれらの事業は、財政状況が大変厳しい商店街にとって活性化を図る上で大きな後押しとなり、地域経済、社会に潤いと活気をもたらすとともに、地域における安全・安心なまちづくりに大きく貢献をしておりますので、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

2つ目は、街路灯や野外看板等の安全管理についてでございます。

昨今、各地で豪雨や暴風雨による被害が発生しておりますが、商店街の来店者の利便性の向上のために設置をいたしました街路灯やアーチ等についても、部材の腐食、緩み、亀裂等により、破損や倒壊等の事故につながるおそれがある可能性が指摘をされております。そのため、商店街が設置する街路灯やアーチ、商店街構成員が設置する看板等の安全のため、点検等を実施するための支援をお願いいたしたいと思っております。

3つ目は、商店街の若手活躍推進ということでございまして、高齢化と人口減少が進展する中で、商店街活性化の新たな担い手の発掘、商店街での新規起業者の育成等、新しい商店街の魅力創造を求められています。そのために、私どもは、若い人が積極的に活動できるような環境を整えていく必要があると考えております。つきましては、商店街や商店街の連合会等の次世代を担う若手組織の育成や活動への負担軽減策、若い人が商店街で働きやすい環境の構築、商店街空き店舗への新規出店者への優遇措置等、手厚いご支援をお願い申し上げます。

では、4つ目は、地域の担い手としての商店街ということでございます。

高齢化と人口減少の進展の中、商店街は、従来の地域の商業とコミュニティーの担い手に加え、さらに一歩前進をいたしまして、今後は防災と相互扶助等を担う都市機能の面から必要となる商業、コミュニティー機能を政策的に維持する担い手として発展していくことが必要でございます。近年、頻発する自然災害に際し、商店街における来街者の安全確保、避難場所への誘導、防災支援物資の備蓄など、商店街が主導的に行う防災・減災対策や設備の整備等への支援をお願いいたします。

最後になりますが、商店街の事務的支援ということでございます。

I TからD Xと、商店街や会員事業者を取り巻く業務の効率化について、電子申請や申請書類作り等のハードルが大変高く、さらにインボイス制度や電子帳簿保存法の対応など、設備投資や外部専門家への依頼などの負担が大変大きくなっております。商店街並びに会員事業者が効率的に事業を実施できるよう、商店街組織化に対する支援をよろしくお願い申し上げます。また、申請書類作成等の負担軽減につきましても、ご検討いただきま

すようによろしく願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 5点のご要望、私のほうから2点。まず、チャレンジ戦略支援事業についてであります。

先ほど申し上げましたように、商店街は都民の日常の買物を支えていただいております。そしてまた、コミュニティーの核として重要な役割を果たしております。このため、都では商店街の活性化に向けてにぎわいをもたらすイベントの開催、また環境、防災など、行政課題の解決につながるような商店街の取組を、後押しをしております。

また、デジタル技術を活用しまして、来街者の利便性の向上などに取り組む商店街を支援する。そしてまた、女性活躍の推進のために、商店街の女性のグループがいらっしゃるかと思いますが、そういった皆さんが取り組むための手厚い支援を開始するなど、充実を図っているところでございます。引き続き様々な取組で魅力ある商店街づくりに向けた後押しを行って、さらなる発展につなげていく考えでございます。

それから3番目の若手の活躍に関してであります。

商店街が将来も発展できますように、新たな発想をもった若手の活躍を後押しするということは重要でございます。商店街の活性化への貢献が期待されている若手や、また女性に対して、販売、経営の経験を積むことができるチャレンジショップを開設しております。そのほか商店街への出店時に資金面での支援をするなど、新たな開業、業を興すことの後押しをしているところでございます。今後ともこうした新たな担い手による取組を支援しまして、商店街の活性化を図っていく考えでございます。

その他のご要望については、担当の局からお伝えをいたします。

○司会 田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 お世話になっております。まず2番でございます。街路灯や屋外看板等の安全管理について、あと4番、地域担い手としての商店街についても、防災・減災対策というお話ですので、全体、安全・安心対策という形でまとめてお答えできればと思っております。

商店街は、住民の日々の買物の場であるとともに、防災、防犯活動など、地域を支える様々な機能を有しているというふうに考えてございます。東京都では老朽化した街路灯やアーチなどの撤去ですとか、あとアーケードなどの耐震補強などの取組に対しまして支援を行っております。また、商店街が取り組んでおります地域の防災イベントですとか、あと見守り活動など、来街者の安全・安心やコミュニティー機能の強化につながる事業などに対しても支援を行っております。今後とも、商店街が行っております来街者の安全・安心のための取組について着実に後押ししてまいります。

5番目で、商店街の事務的支援ということでございます。

地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしております商店街が今度とも発展していけるよう、東京都では人材育成など商店街の組織力強化などにつながる取組に対して支援してございます。今後とも、商店街のさらなる振興に向けて支援を行ってまいります。以上でございます。

○司会 理事長からお話いただきました5点のご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都商店街振興組合連合会 退室）

○司会 続きまして、東京ニュービジネス協議会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京ニュービジネス協議会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 ニュービジネス協議会の皆様方には、いつも都政へのご理解、ご協力賜っております。誠にありがとうございます。

皆様方からは、今、時代も大きく変わっておりますので、現場のお声なども聞かせていただくと。また、経済社会構造の変化、技術革新、すさまじいものがございます。そういった中でのベンチャービジネスはゲームチェンジャーでもあろうかと思えます。皆様方からのご意見、ご提案、ご要望伺わせていただきます。よろしくお願いします。

○東京ニュービジネス協議会 お願いいたします。

○司会 それでは、ぜひよろしくお願いします。

○一般社団法人東京ニュービジネス協議会（井川会長） 本日はどうもありがとうございます。

東京ニュービジネス協議会は、今から40年ほど前に起業家、それから経営者をもっともとって元気にしていこうと、そうすることによって日本経済を活性化していこうという趣旨の下に設立されました。現在、東京では約900名の経営者、それから全国では約4,400社の経営者及び経営に携わる人たちがここにおります。そんな中でいろんなスタートアップの支援だったりとか、あとは経営者同士の交流だったりとか、とにかくニュービジネス協議会として経営者の人たちの発展、成長を促すような、いろんな仕掛けや仕組みをやっております。

その中でIPOだけじゃなくて、本当に小さい、もう小学生、中学生から起業を意識づけられるようなNBCジュニアというのも、これも全国展開でもう始まったりとかしてお

ります。そういった意味では、今日いろんな意味で政策提言をさせていただければと思いますので、あとは担当のほうから説明させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○東京ニュービジネス協議会（坂田理事） それでは、ここから女性リーダー支援のための育業推進につきましてご報告を申し上げたいと思います。私、直前委員長として、現委員長と、そして今の副委員長と3人で発表させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

東京ニュービジネス協議会（今井理事・女性経営者委員長） 弊会では女性リーダーの育成支援を目的としまして、女性経営者やリーダー人材が集う委員会やイベントを開催してまいりました。こうした実績を評価いただき、2024年6月、小池都知事からも女性経営者による活動をより積極的に行うよう励ましをいただいたところでございます。弊会所属の会員企業における女性の経営者の数は、東京都と同じ全体の約15%となっております。全国平均と比較すると少し高めの割合となっておりますが、国が目標と掲げている女性役員の比率、2030年までに約30%以上という目標に到達するためには、女性経営者を現在以上に増やして、女性役員の登用を深める、進めていく必要があると考えております。

そこで、我々はより女性がリーダーシップを発揮するために必須の取組として、男性も育児や家事労働に積極的に参加し、パートナーとなる女性の主体的なキャリア形成を支援する必要があると考え、今年度は男性による育児休業、男性育業の取得促進についての勉強会開催や検討を進めてまいりました。また、女性のリーダーシップについての啓発イベントも引き続き実施してまいります。女性のリーダー支援と育業推進の観点から、以下を提言いたします。

○東京ニュービジネス協議会（波多野副委員長） 4点ほど提言をさせていただきます。

まず1点目、男性育業のメリットと男性育業の必要性について、特に中小企業の経営者に向けて意識啓発をしてください。

2点目、中小企業に特化した男性育業の促進方策を積極的に講じてください。特に中小企業の経営戦略を強化する視点から、経済政策や人材政策を打ってください。

3点目、来年度から5年間など期間を定め、集中的に施策やキャンペーンを打つなど、行政からの強いメッセージ発信をお願いいたします。

4点目、これまでの弊会のイベントに際して、小池都知事にご登壇をいただくなど、女性のリーダーシップ育成に強いメッセージをいただきました。今後とも東京都及び知事には女性リーダーシップ育成に向けてご支援をお願いいたします。

○東京ニュービジネス協議会（平井特別理事） では、私のほうからNBCジュニアについてお話しさせていただければと思います。私は東京ニュービジネス協議会でNBCジュニアのプログラムを監修しております。引き続きそちらについてお話をさせていただければと思います。

まず、東京都におかれましては、他道府県に先駆けて、公教育も含めて早期からのアン

トレプレナーシップ教育を実施いただいていますこと、まずはお礼申し上げたいと思います。

東京ニュービジネス協議会では、ジュニア枠を設けて小学生から実践的なアントレプレナーシップ教育を提供しております。そしてアントレプレナーシップ教育の取組は今、民間や行政ともに大変活発になっているということで、長年この業界に取り組んできた者としては心から大変ありがたいと思っております。私ども、次の段階としてジュニアを継続するとともに、この子たちが継続的にしかもちゃんと自発的に集まれる場を提供していきたいというふうに思っております。

そして自主的に集まり、共創することができる場や機会を提供することにより、皆様と共にアントレプレナーシップ教育の実現がさらに推進化されることを貢献してまいりたいと思っております。つきましては、継続的な早期アントレプレナーシップを充実させるために、以下についてご要望させていただければと思います。

1つには、現在でも経営者を大変、現場に派遣しているわけですが、さらにジュニアの実績を生かして、東京都の施策である早期のアントレプレナーシップ教育に経営者をもう少し関わって、学校だけでなく、お手伝いできる機会があればと思っております。

もう一つは、今ジュニア等で東京都の施設たくさん使わせていただいているんですが、これがさらに保護者や、もう少し小さいお子さんにも提供されるような形で使用の緩和をご要望させていただければと思っております。

私からは以上になります。

○一般社団法人東京ニュービジネス協議会（那珂副会長）　続きまして、私、那珂のほうから、事業承継についてお話をさせていただきたいと思えます。

東京ニュービジネス協議会では、事業承継につきましては、令和5年度より会員向けの勉強会や情報発信も、大体10回以上にわたる勉強会を取り組んできました。特に昨年、2023年の1月に開催したフォーラムに関しては大体200名以上の参加者がありまして、非常に多くの参加者が集って高い評価もいただきました。

今年度も引き続き事業承継に関しましては、会員企業の成長のための事業承継ということで、先ほどは井川のほうからもありましたけれども、東京の900社のみならず、全国の4,400社とも連絡を取り合いながら、日本の国の問題である事業承継に関して早期から備えていくように支援してまいりますので、東京都のほうでもぜひとも着実に企業の事業承継やM&Aを支援していただきますように、昨年と同様お願い申し上げたいと思えます。よろしくお願いします。

○一般社団法人東京ニュービジネス協議会（高橋副会長）　最後になりましたけれども、副会長を務めております高橋からは、本日のこの場をおつくりいただきまして感謝を込めてまとめたいと思えます。

弊会では、今年度もスタートアップ・メンタリング・プログラム及びIPOスクール、様々なフォーラムを企画しております。弊会では、こうした取組を通じて東京都下の中小

企業のスタートアップ、起業を志す若者をこれからも支援していきたいと考えております。

なお、企業経営者にはまだ女性がとても少なく、特に今年度の活動では女性リーダーのロールモデル発信に力を入れてまいりたいと考えております。私たちは、小池都知事を女性たちのロールモデルとして先駆けだと考えておりますので、小池都知事におかれましては、今後もリーダーシップを発揮していただき、弊会と共に企業経営者や起業を志す若者を大いに励ましていただけたらと存じます。本日はどうもありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 では、私のほうから何点か申し上げたいと思います。

女性の活躍というのは、本当に未利用エネルギーの最たるものだと言前から何でも申し上げてまいりました。そのためには、逆説的ですが、男性がどうそれをサポートする。結局、男性と女性と働き方、また、例えば育業についての理解が深まって実践されると、それは両方の面でプラスだと、男性も女性もというふうに考えております。都は育業の理念を普及啓発していくこと、また男性育業を推進する企業の取組を発信していく。また、そういう中小企業などに対しまして、育業しやすい職業、環境づくりの支援を行っているところでございます。

また、女性のリーダーシップの育成につきましては、女性の起業家が経営を学んで、また、世界を舞台に活躍できるように後押しする取組、ご存じだと思いますけれども、後押しを進めております。こうした取組で女性活躍のいろんな事例ができること、そして女性のそういう活躍の輪を広げていくことがポイントだと考えております。都は進めてまいりたいと思います。

また、2つ目ですが、アントレプレナーシップ教育でございます。

皆様方、NBCの皆様方はじめとした関係団体とご協力、また、連携をいただきまして、創業のときから成功を収めた、皆さん、そうですけれども、方々や、また、Tokyo Innovation Base、有楽町に設けておりまして、まだプレオープンから1年ですけれども、11万人ご活用いただきました。そこに起業家の方々が今、集う拠点となっております。そこで小・中・高の授業などで自らの体験を話す機会を設けたり、また、高校生向けの海外展開などもいたしております。実際のスタートアップの方々と意見交換などを行うような取組も進めているところでございます。

8月、皆様方には、実際に8月のTIBの子ども向けの会社経営の体験イベントも開催してご協力いただいたところでございます。やはり、これからもそういういろんな具体的な事例、これを学んでもらったり、興味を持ってもらったりという、そして若い世代に挑戦をしてもらうということを体験してもらえれば、これは東京のエネルギーの活性化や、まさに今のニュービジネスをこれからまた創り上げていくという意味で大変大きな取組だと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

その他のご要望ございますので、担当の局のほうから続けさせていただきます。

○司会 田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 産業労働局でございます。いつもお世話になってございます。

事業承継についてでございます。

都は、これまで地域の経済団体などと連携いたしまして、事業承継の相談対応を行ってまいりました。また、年間1,100社を超える企業に事業承継の専門家が訪問して助言などを行ってきているところでございます。また、M&Aによる第三者承継を検討している中小企業に対しましては、企業の評価から譲受け企業とのマッチング、また、譲渡契約の締結までをトータルでサポートするなど、取組を強化してございます。今後とも中小企業の事業承継をしっかりと支援してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○司会 都としてお答えをさせていただきました。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京ニュービジネス協議会 退室）

○司会 続きまして、東京都中小企業団体中央会の皆様でいらっしゃいます。

（東京都中小企業団体中央会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 會津会長はじめとする中小企業団体中央会の皆様方にご足労いただいております。また、平素より都政に対しましてご理解、ご協力、誠にありがとうございます。そして東京の経済を支える中小企業の皆様方が発展をすることが、すなわち東京の経済が発展することにつながり、また、企業の経営相談、専門家によります指導なども幅広く行っているところでございます。

現場の実態も今、何かとさま変わりの円安とか物価高騰等々あるかと思っておりますけれども、皆様方の現場のお声を聞かせていただければと思います。ご意見、ご要望、短い時間ではございますけれども、伺わせていただきます。よろしくお願いします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○東京都中小企業団体中央会 本日は、東京都中小企業団体中央会に来年度の予算要望のお時間いただきまして誠にありがとうございます。日頃は東京都におかれましては、私どもも中小企業、小規模団体に格別のご理解、ご支援をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

ます。

知事の冒頭のお話にありましたように、原材料・エネルギー価格高騰を適切に転嫁できないということと、また、慢性的な人手不足による、いわゆる防衛的な賃上げを余儀なくされていること、また、いわゆるゼロゼロ融資がなくなってからの資金繰りの問題等、中小企業、小規模事業者を取り巻く環境は非常に厳しいものですので、そうした現状を踏まえまして、今日のご要望をお伝えしに参りました。

詳細につきましては、小林専務理事よりご報告いたします。

○東京都中小企業団体中央会（小林専務理事） 専務理事の小林です。私のほうから、令和7年度東京都施策に対する要望について説明させていただきます。

本会の来年度の東京都施策に対する要望は、本年6月、7月に開催した委員会及び役員・評議員合同会議で審議、決定したものであります。要望事項は、DX、デジタル化対応への継続支援について、組合まつり in TOKYO開催継続について、資金繰り支援について、固定資産税、都市計画税に係る軽減制度について、ものづくり人材の確保育成支援策の継続について、BCP策定支援等の継続についての6項目です。本日は重点要望3項目について説明させていただきます。

令和7年度東京都施策に対する要望についての1ページをご覧ください。1番目の重点要望は、中小企業等のDX、デジタル化対応への継続支援についての要望です。

東京都によるこれまでのDX、デジタル技術活用に係る様々な支援により、中小企業、小規模事業者のデジタル化も徐々に進展してきましたが、引き続き全体的な浸透度を高めていく必要があります。昨年度は東京都の補助事業である中小企業新戦略支援事業（団体向け）のデジタル技術を活用した業界活性化のプロジェクトにおいて、6団体が先進的な事業を実施し、それぞれ販売力強化や生産性向上等の成果を上げています。さらに令和6年度から、比較的小規模な組合等に対する支援策として小規模コースを新たに予算措置していただいたことで、組合等の実情に応じたより柔軟な支援が可能となり、中小企業、小規模事業者のDX、デジタル技術活用に大いに寄与するものと考えております。東京都におかれては、引き続き多くの中小企業、小規模事業者及び各業界の一層の活性化を図るため、DX、デジタル技術活用に係る支援策を継続していただきたい。

続きまして、2ページをご覧ください。2番目の重点要望は、組合まつり in TOKYO開催の継続についての要望です。

組合まつりは7回目の開催となった令和5年度は、中小企業受注拡大プロジェクト事業の一環として予算措置を講じていただき、「組合まつり in TOKYO～技と食の祭典！～」として、令和5年11月8日、9日に東京国際フォーラムにてリアル展示会を開催し、あわせて令和5年10月25日から同年11月17日までオンライン展示会を開催するハイブリッド形式で実施しました。展示会には130団体に出席いただき、リアル会場とオンライン会場の来場者数は合計1万8,378人と大変盛況でありました。出展者からは、今後の仕事につながる商談ができ、販路開拓につながった。業界組合及び組合製品のPRができた。他

業種の出展者との情報交換を通じて新たなサービスや商品を知ることができたといった声を多数頂戴し、業界、組合及び組合製品の魅力を十分に伝えられ、組合の販路開拓、組合間連携に大いに寄与しました。

令和6年度においても、予算措置を講じていただき、令和6年10月30日、31日に東京国際フォーラムにおいて東京95団体、全国37団体、合わせて132団体に出展いただき、リアル展示会を開催しました。都知事からビデオメッセージをいただき、誠にありがとうございます。おかげさまで約1万2,000人の来場者があり、盛会裏に終わることができました。

つきましては、組合まつりの開催に伴う経済効果を、都内の中小企業はもとより、日本全国に波及させるためには、組合まつりの継続的な開催が不可欠であるため、令和7年度においても組合まつりを開催するための予算措置を講じていただきたい。

続きまして、3ページをご覧ください。3番目の重点要望は、中小企業等への資金繰り支援についての要望です。

本会会員の月次景況報告によると、資金繰りは厳しい水準で推移しており、中小企業、小規模事業者が窮している実態が報告されています。東京都においては、東京都中小企業制度融資以外にも、地域の金融機関と連携した東京プラスサポート融資制度や東京都動産・債権担保融資制度など、多様な資金ニーズに対応するための資金調達手段を措置していただいています。

しかし、中小企業、小規模事業者においては、困難な経営状況に直面しており、加えてゼロゼロ融資の返済、さらにマイナス金利の解除による資金調達コスト上昇が懸念されるなど、資金繰りはますます厳しくなることが危惧されます。その一方で今後を見据えると、DX、デジタル化や脱炭素化の推進などへの取組が必要不可欠となっています。

このため、事業継続と成長発展に向けた両面から、資金繰り支援の柱である東京都制度融資においては、信用保証料補助を拡充するなど、事業者がより軽い負担で借りられる融資メニューを設定するとともに、事業者の資金調達手段を増やすため、東京プラスサービス融資制度など、都独自の支援策の拡充を図っていただきたい。あわせて、各種の支援策がより多くの事業者を利用されるよう、周知の促進や借入手続の一層の簡素化等も実施いただきたい。

以上3項目が重点要望です。これで説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうから、1番目の中小企業のDX、デジタル化対応についてのご要望にお答えしたいと思います。

まず、中小企業などが直面しておられるのは、2024年問題もありましたし、人材不足というのは急にここへ来て顕在化しているところでございます。その問題を解決する上で、DXで業務の効率化をしたり、また、競争力を高めるということは重要でございま

す。都は、業界団体によりますDXを活用された販売力の強化につながるような取組の後押しをしまして、各業界の持続的な発展を支援しているところでございます。また、DXの推進に向けて非常に専門的なこともございますので、専門家を派遣したり、また、費用の助成を行って、助成の上限額を引き上げるなど、中小企業への支援の拡充を図っているところでございます。

それから毎年、恒例の組合まつり in TOKYOでございますが、先ほども数字も拝聴させていただいて、非常に盛り上がり、また、現場のほうも大変活気があるところ、私もうれしく思っているところでおります。中小企業のビジネスチャンスを作り出す、創出に向けまして、東京、そしてまた全国の中小企業の組合が一堂に会され、販路を開拓したり、また、地域の魅力の発信に向けた取組を行うことは重要だと考えております。そうした役割を担っているのが組合まつり in TOKYOで、その開催につきましては引き続き後押しをし、また、中小企業組合、また、その傘下の中小企業の販路の拡大など支援をしまいたる考えでございます。

その他、もう1点のご要望については、担当局のほうからお答えをさせていただきます。以上です。

○司会 田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 では、3番の資金繰り支援については、産業労働局からお答えさせていただきます。いつもお世話になってございます。

中小企業の事業の継続と発展を図る上では、厳しい経営状況の改善や成長につながる事業展開を金融面から支援することは重要だというふうに認識してございます。都では、事業資金の借換えですとか、あとデジタル化や脱炭素化などを後押しする融資メニューに加えて、お話にありました地域の金融機関と連携した融資制度を通じたサポートなどを多彩なメニューで行っているところでございます。今後とも資金繰りの支援を適切に行ってまいります。以上です。

○司会 お話をいただきました重点要望3点について、都としてお答えをさせていただきました。その他の要望も含めまして、具体的には今後進めます来年度の予算編成の中で検討をしてみたいというふうに考えてございます。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都中小企業団体中央会 退室）

○司会 続きまして、協同組合東京都水道請負工事連絡会の皆様でいらっしゃいます。

（協同組合東京都水道請負工事連絡会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 本日、貝澤代表理事をはじめとする東京都水道請負工事連絡会の皆様方に都庁までお越しいただきました。平素より都政に対しましてのご理解、ご協力、誠にありがとうございます。

また、水道は、とにかく生活に欠かせないライフラインでございますし、また、その施設の整備、また、技術者の育成などにご尽力いただいております。さらに、能登半島での1月1日の発生でございましたが、すぐその直後から応急復旧に努めていただきましたこと存じております。ありがとうございます。

現場の実情に一番精通されました皆様方から、ご意見、ご要望を承りたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○協同組合東京都水道請負工事連絡会（貝澤代表理事） 協同組合東京都水道請負工事連絡会の代表理事、貝澤でございます。本日はこのような機会をいただき、組合員一同、大変感謝しております。ありがとうございます。

それでは、令和7年度予算要望をご説明いたします。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、ライフライン、住宅の倒壊や道路の破損、寸断等、まれに見る甚大な被害に加え、長期断水や漏水、濁水等における水道施設の機能不全や機能低下が地域に暮らす人々の日常生活に多大な影響を及ぼしました。安定給水が都民生活において必要不可欠であり、安定給水、平常給水の意義を改めて理解いたしました。

東京都区部、多摩地区の給水区域内において、給水普及率は100%、給水件数は約791万件であり、給水人口は約1,370万人、配水管延長は約2万7,466キロメートル、附属設備は約58万個と膨大な数値であり、水道局の維持管理計画により計画的施設更新、震災災害対策など、施設整備を誠実に履行し、適切に対応されていることにより、安心で安全な安定給水の確保がなされていると承知しております。

しかし、耐用年数の経過により如実な老朽化や耐震性不足による機能低下あるいは機能不良により、濁水原因になり得る可能性がある管路や施設が未更新のまま実動しており、これらの施設水準の向上及び整備が安定給水や防災・減災を担保する上で急務であることを理解しております。さらには、震災時や災害時に、より効果的に長期断水被害を減少できるよう、減災施策及び配水本小管、附属設備の早期更新並びに耐震継手化の早期達成が重要な施策であり、都民から強く求められていると承知しております。

当組合において、安定給水に脅威を与える更新時期を過ぎた配水本小管の耐震化や水管橋の河川横断管の伏越し化等、並びに老朽化した給水管等の整備及び材質改善を早期に達

成することが減災、安定給水を可能にすると承知しております。そのため、水道局が明確にされた施設整備目標における具体的数値の早期達成がかなう事業計画の推進を要望いたします。

また、施設整備計画に重要となる、事業者における継続的な専門的技術の維持、並びに向上を目的にした新たな施策の事業化を要望いたします。

一方、東京都が積極的に取り組まれている環境負荷の低減による計画的取組には、当組合においても賛同いたしており、当組合が環境に配慮した資機材の調達や施工現場での動力稼働等によるCO₂排出削減に容易に取り組める新たな施策を希望いたします。

1、漏水防止対策に関する要望。

現在、都内に埋設されている配水管、給水管は、経年劣化に加え、地盤の不同沈下、腐食性土壌、交通荷重の影響を受け、常に漏水の可能性があります。事故が発生した場合には、出水不良、道路陥没や建物への浸水等の二次被害をもたらす危険性もあります。漏水リスク管の早期解消、給水管漏水の未然防止、早期発見、早期修理、耐震継手化等、低漏水率維持が可能となるよう要望いたし、給水管の耐震性能の早期確保並びに漏水管の未然防止、断水率の軽減と早期復旧が可能となりますよう、私道内における塩化ビニル製の給水管材質改善工事に加えて、私道内給水管整備事業をさらに推進されるよう要望いたします。

また、水道用ステンレス鋼管においては、埋設が開設されてから既に約40年余りが経過しております。現在は耐震性、耐食性、管路の耐震性に優れた水道用波状ステンレス管、ステンレス製サドル付分水栓、止水栓等を使用しており、経年劣化した水道用ステンレス鋼管の早期更新が可能となる新たな施策、事業を重ねて強く要望いたします。

2、取替困難管等の早期解消並びに耐震継手管への取替に関する要望。

水道局は、東京水道経営プラン2021及び令和3年3月に達成数値等を明確にされた東京水道施設整備マスタープランにも明記されてありますように、漏水事故、無効水量を未然に防ぐため、取替困難管及び初期ダクタイル管を早期に耐震継手機能を有する強度の高いダクタイル鋳鉄管へ更新する事業をさらに積極的に発注されるよう要望いたします。

また、被災時に断水被害減少が可能となるよう、東京水道経営プラン2021及び東京水道施設整備プランに基づく耐震継手管への取替の実施を、減災の観点においても確実に履行するために、配水管小規模整備工事請負単価契約、多摩水道整備工事請負単価契約を適宜活用され、計画期間における配水区域内での施設整備の早期目標達成を可能とする施策、事業を強く要望いたします。

以上でございます。本日はありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 2点、具体的なご要望でございました。

最初の漏水防止対策に関してでございますけれども、まず能登半島の地震の際には、応

急復旧の作業に、東京都からの、私どもからの応援要請に応じてご協力いただきまして、対応していただきました。甚大な被害を受けた地域の水道の施設の応急復旧作業、大変困難もあったかと思えますけれども、本当にご苦労さまでございました。改めて感謝申し上げます。

水道管からの漏水につきましては、貴重な水資源の浪費につながるだけでなく、道路が陥没したり、また、建物へ浸水するなど、二次災害が起こる可能性がございます。その危険性があるということを考えますれば、やはり今後も適切な漏水防止対策に努めていく必要があると考えております。

その他のご要望につきましては、担当局のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 西山水道局長、お願いいたします。

○水道局長 日頃から水道施設の維持管理等を通じて水道事業へご尽力をいただきまして、ありがとうございます。私から2点申し上げます。

まず、漏水防止対策についてでございますが、配水管の耐震継ぎ手化や私道内給水管整備は、災害の発生などに備えた重要な取組でございます。今後とも漏水の早期発見、早期修理及び漏水リスクの高い管の早期解消に努めてまいります。

次に、取替困難管や初期ダクタイル管等につきましては、早期解消に向けて取り組んでいくとともに、東京水道施設整備マスタープランに掲げました施設整備目標の早期達成に向けて、単価契約などを活用しながら、計画的に耐震継手化を推進してまいります。

私からは以上でございます。

○司会 ご要望につきまして、東京都としてお答えをさせていただきました。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（協同組合東京都水道請負工事連絡会 退室）

○司会 続きまして、東京都石油商業組合の皆様でいらっしゃいます。

（東京都石油商業組合 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきますので、お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 矢島理事長はじめとする石商の皆様方には、本日、東京都庁までお越しいただきましてありがとうございます。また、日頃からのご理解、ご協力、都政に対しましてのご協力、誠にありがとうございます。

エネルギー供給の要として、都民生活、社会経済活動を支えていただいております。ま

た、災害時の石油燃料の安定供給に向けた協力など、様々な活動にご尽力いただいております。私は、いつもＳＳの前を通るときは値段をチェックするんで。もう本当に円安と、そしてまた現実の中東情勢によって大きく変わってきますし、いろいろご苦労も多いかと思えます。

今日は現場の皆様方のお声と、そしてご意見、ご要望を伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 では、都政へのご要望をぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○東京都石油商業組合（矢島理事長） 知事におかれましては、大変ご公務ご多忙の中、我々のために時間を割いていただきまして誠にありがとうございます。

いつも申し上げていることではございますが、今、全国にあるサービスステーション、ＳＳの数は30年ほど前をピークとしまして、6万超あったＳＳが今現在2万7,000ぐらいまで減っております。それは全国なんでございますけど、東京都はもっと厳しくて3,400か所超あったところが今もう700か所ぐらいまでに減ってきてしまっております。大変、いわゆる我々の仲間、ネットワークが壊れつつあるといったら大げさかもしれないですけど、大変危惧しております。

これはもう知事が今おっしゃったように災害のときの、いわゆる第一、もう初動動作のときからのいわゆる燃料の供給、それから復興における燃料の供給、それからもちろん緊急指定病院の自家発電、これの燃料なんかも我々は担保しておるわけでございます。平時における石油製品の安定供給はもとより、あつてはならない災害ではございますが、そのときには我々が都民の生活を守るという自負を持って、日々業務に励んでおるところでございます。

あと東京都では、もう知事もご公務で訪れておられましたけれども、小笠原諸島に先日、10月の末に行ってまいりまして、現地のもちろん東京、小笠原支庁の支庁長さんと、それから村長さんと、それから自衛隊の分遣隊の隊長さんと災害時についての意見交換をしてまいりました。島もやはり大変な国益を担っているところでございまして、私が申すまでもないんですけど、小笠原諸島は結構びっくりして、知事はもうご存じでしょうけれども、南鳥島が日本の最東端にあります。沖ノ鳥島が最南端にあるということで、小笠原諸島だけで日本の排他的経済水域の30%を占めておるわけでございまして、ここに住んでいる方々を含めた島しょの本当に国益に担ったものでありまして、大切なものだなと、このように思って、私、やはり島は島ならではのいろんな困ったことがあるということをお聞きしてまいりますし、知事も年に一度か二度はお話しできると村長さんもおっしゃっていましたが、ぜひとも島しょ部、東京都における島しょ部、もちろん忘れていけない、伊豆諸島もそうですけれども、島しょ部の島民の皆さん、そこで島民の生活を助けているガソリンスタンドがあるということをぜひ覚えておいていただいて、いろいろ皆様方からのご支援を賜れたら幸いと思っております。

専務のほうから、要望に関しましては申し上げさせていただきます。

○東京都石油商業組合（武居専務理事） それでは、重点要望事項ということで具体的にご説明をさせていただきます。

まず第1に、ガソリンスタンドの災害対応能力等の強化への支援になります。

平時における石油製品の安定供給はもとより、災害時には分散型インフラとして、過去の大規模災害時においても大事な教訓を得ているガソリンスタンドの基本的機能を維持、確保することが大変重要となります。よって、エネルギーの供給の最後のとりでとして、国のエネルギー基本計画でもうたわれているガソリンスタンドの災害対応能力をより強化するための支援をお願いいたします。また、災害時に円滑な対応ができるよう、平時から備える研修や訓練に対する費用についてもご支援をいただきたいと。

第2に、新たな燃料供給体制構築への支援になります。

2050年カーボンニュートラル、その通過点となる2030年時点で東京都として乗用車新車販売の非ガソリン化を掲げていますが、この間に石油製品の需要減少は不可避と想定される中、マルチパスウェイ戦略を打ち出している自動車業界のエネルギー多様化ニーズに柔軟に対応するため、かつ地域社会が求めるガソリンスタンドのコミュニティー、インフラ化、多機能化、業務効率化、DX化などに向けた取組についてご支援をいただきたいと存じます。

また、都内でも同一自治体においてガソリンスタンド間の距離が極端に離れた場所については、石油業界ではSSの過疎地と呼んでおります。今後この給油流民としてさすらう人を増やさないためにも、行政指導による石油製品の供給体制を維持するための計画策定や技術開発を後押ししていただきたいと存じます。

第3に、今ご説明いたしましたSSの過疎地問題に関連いたしますが、特に離島などにおける持続可能な安定供給体制への支援をお願いいたします。矢島理事長のほうから具体的なお紹介をさせていただきましたが、石油製品の販売量をはじめとする諸々な需要が総じて少ない上、脱炭素の徴収から今後も石油の需要が構造的に減反に加速すると見込まれております。

また、離島は塩害による設備の傷みも激しく、施設の安全かつ安心を保つための検査費用なども大変高額になってきております。しかし、離島は日本が有する排他的経済水域の広さに大きく寄与しております。国防上でも非常に重要な役割を担っております。そこで暮らす島民の生活や地域経済の原動力として支えているガソリンスタンドを守り抜くための支援をお願いいたします。

なお、その他の要望事項は割愛をさせていただきますけれども、要望書に書かせていただいた内容については非常に大切なことなので、ひとつご検討のほどをよろしくをお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かの重要要望、そしてそのほか、こちらに記してある点についてでござ

います。

まず、私のほうから、災害対応能力についてでございます。

災害時のレジリエンスにも貢献する、都民に身近なエネルギー供給拠点でありますガソリンスタンドでございます。災害への対応力を高めていくことは重要だと認識しております。都では、災害時における事業継続や早期復旧への手順を記しましたBCPの策定支援に取り組んでおりまして、その計画の実行に必要な自家発電の設備の導入、また、企業が行う訓練などをサポートしているところでございます。また、日頃から燃料の保管などにご協力いただいている指定の給油所があり、有事にも円滑に対応できますよう、必要な施策を検討しているところでございます。今後とも都内の中小企業の災害対応能力の強化に向けました支援、着実に進めてまいります。

次に、新たな燃料供給体制構築への支援でございます。

都は、中小企業などが経営力を強化して産業の活性化を図る、そのために取り組むDXなどの先進的な技術開発を一貫して支援をいたしております。また、将来のマルチエネルギーステーション、それを見据えまして水素ステーションが併設されたり、また、EVの充電器の設置などの取組を支援するとともに、設備の機能向上、そして事業の多角化など、経営力の強化につながる取組への支援にも力を入れてまいります。今後ともこうした取組、着実に実施をしていく考えでございます。

その他のご要望につきましては、担当の局からお答えをさせていただきます。

○司会 田中産業労働局長、お願いいたします。

○産業労働局長 では、私のほうから、離島ガソリンスタンド過疎地における安定的な燃料供給体制の構築への支援ということで、いただいた要望書では3ページの3の（2）と（3）についてご説明させていただければと思います。

島しょ地域の事業者様をはじめとしまして、中小企業の経営安定化に向けた支援は重要でございます。そのため、都は、事業者が行っております環境ですとか防災などの政策課題に対する取組に関しまして、窓口による相談対応ですとか、あと専門家を派遣することなどによりまして、経営上の課題解決をサポートしているということでございますし、あわせて、制度融資などにより資金繰りを支援しているところでございます。今度ともこうした取組を継続してまいります。

○司会 佐藤総務局長からもお願いいたします。

○総務局長 組合の皆様には、都指定給油所の燃料保管委託につきましてご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

私からは、（1）の離島のガソリン流通コスト対策支援につきましてお答え申し上げます。

都は、離島を有する都と道、北海道ですね、と県とで構成されております離島振興対策協議会というのに入っております、その会員となっております。関係市町村で構成しております全国離島振興協議会と一緒に、国に対しまして離島のガソリン流通コスト対策

事業の強化、拡充というのを要望しているところでございます。以上でございます。

○司会 お話をいただきました重点要望、それからその他のご要望につきまして、今後進めてまいります来年度の予算編成の中で具体的に検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都石油商業組合 退室）